

「中小企業等賃上げ促進事業 業務委託」について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので、公告します。

令和8年5月14日

奈良県知事 山下 真

1. 業務概要

(1) 業務名

中小企業等賃上げ促進事業 業務委託

(2) 業務内容

別添「中小企業等賃上げ促進事業 業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

(4) 委託上限額

金 1,049,986,310 円

うち給付金原資 1,000,000,000 円

事務費 49,986,310 円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

2. 応募形態

複数事業者が組織する共同企業体による応募も可能とする。

3. 参加資格

(1) 単体の場合

次のすべての要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しない者であること。

イ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

ウ 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目大分類「Q 役務の提供」、中分類「2 電算業務」及び「7 諸サービス」に登録をしている者であること。

エ ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマークを取得していること。

(2) 複数の事業者等により構成される共同企業体の場合

- ア (1)ア, イ, エについては、構成員すべてが要件を満たしているものとする。
- イ (1)ウについては、構成員のいずれかが営業種目大分類「Q役務の提供」、中分類「2 電算業務」又は「7 諸サービス」に登録していればよいものとするが、いずれかで「Q役務の提供」、中分類「2 電算業務」が登録されている場合は、もう一方が「Q役務の提供」、中分類「7 諸サービス」に登録していなければならない。
- ウ 複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。
 - ① 事業者間で共同企業体に関する協定書を締結していること。
 - ② 共同企業体の適切な名称を設定の上、代表となる者を選任すること。
 - ③ 代表者及び構成員は、他の構成員が行う行為に対しても連帯してその責を負うこととする。
 - ④ 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
 - ⑤ 代表者及び構成員を変更することはできない。

4. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (2) 提案に参加する資格がない者が提案したとき
- (3) この企画提案に対して、複数の提案をしたとき
- (4) 提出のあった提案書等について、契約上限額を超える見積を提案したとき
- (5) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- (6) 見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、金額を訂正した見積をしたとき、その他提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (7) その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

5. 担当部局

奈良県 産業部 人材・雇用政策課 働き方改革推進係
〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地 奈良県庁 6 階
TEL.0742-27-8828(ダイヤルイン)

6. 企画提案仕様書及び企画提案実施要領等の交付期間等
 - (1) 交付期間
令和8年5月14日から令和8年6月5日まで
(土日及び祝日を除く平日の午前8時45分から午後5時まで)
 - (2) 交付場所
5.に同じ。(奈良県 人材・雇用政策課のホームページにも掲載します。)
7. 参加申込書及び企画提案書の提出
6.により配布する企画提案実施要領による。
8. 質問の受付
6.により配布する企画提案実施要領による。
9. 企画提案書の審査(受託者の決定)
6.により配布する企画提案実施要領による。
10. その他
 - (1) 企画提案に係る費用は応募者の負担とし、提案書は返却しない。
 - (2) 詳細は、「中小企業等賃上げ促進事業 業務委託仕様書」及び「中小企業等賃上げ促進事業 業務委託企画提案実施要領」による。

以 上